

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB支部に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、平成○年○月○日、Cに所在するD中学校の増築工事現場から車で帰宅途中、自損事故を起こし負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。請求人は、同日、E病院に受診し、「鼻骨骨折、顔面骨骨折、胸腹部打撲傷」等と診断され、複数の医療機関において療養を継続した。

請求人は、上記傷病は本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、通勤上の事由によるものと認め、これらを支給する旨の処分をした。

今般、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業給付を請求したところ、監督署長は通院日以外の日については療養のため労働をすることができないとは認められないとして、一部を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業給付の請求に対し、通院日以外の日については療養のため労働をすることができないとは認められないとして、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は就労できる状態でなかったとして、通院日以外の日についても休業給付を支給すべきであると主張している。

(2) 労災保険法における休業給付の支給要件は、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療であって全部労働不能の状態でなければならない。

また、請求人は、一人親方の特別加入者であり、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業において全部労働不能であることが、その支給事由となる。

(3) 請求人らの主張は、休業給付支給請求書の診療担当者であるF医師の証明欄の「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」の記載を根拠とするものであると考えられるが、この点、決定書理由に説示のとおり、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、同年〇月〇日から同月〇日までの期間を療養のため労働することができなかつたと認められる期間とした理由について、「デスクワーク等の体に負担がかかりにくい仕事は可能と考える。但

し、御本人の仕事はデスクワークではないため、肉体労働となると困難と思われる。」と述べている。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の災害（本件通勤災害）による傷病の状態は、平成〇年〇月〇日における状態と著変は無く、その後の治療経過により、同年〇月からは軽作業での就労は可能と考えられる。」と述べており、これら両医師の意見書から当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日以降は、就労可能な状態であり、通院日以外に休業給付の支給要件を満たす日はないものと判断する。

(4) なお、請求人らの主張について一件記録により詳細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。